

プランの位置付け・検討体制

○位置付け

「板橋キャンパス再編整備基本計画」(平成20年2月)で今後検討するものとした板橋キャンパス栄町用地の活用の具体的内容を定めるもの

○検討体制

「板橋キャンパス跡地活用プラン策定委員会」を設置し、検討。
策定にあたっては板橋区から参考意見を聴取

敷地概要

所在地 : 板橋区栄町35番2号

敷地面積 : 20,959.75㎡(本プランで活用を検討した区域)

用途地域 : 第二種住居地域(一部、近隣商業地域)

現況 : 旧施設(東京都老人医療センター・東京都老人総合研究所)の解体が平成30年度終了

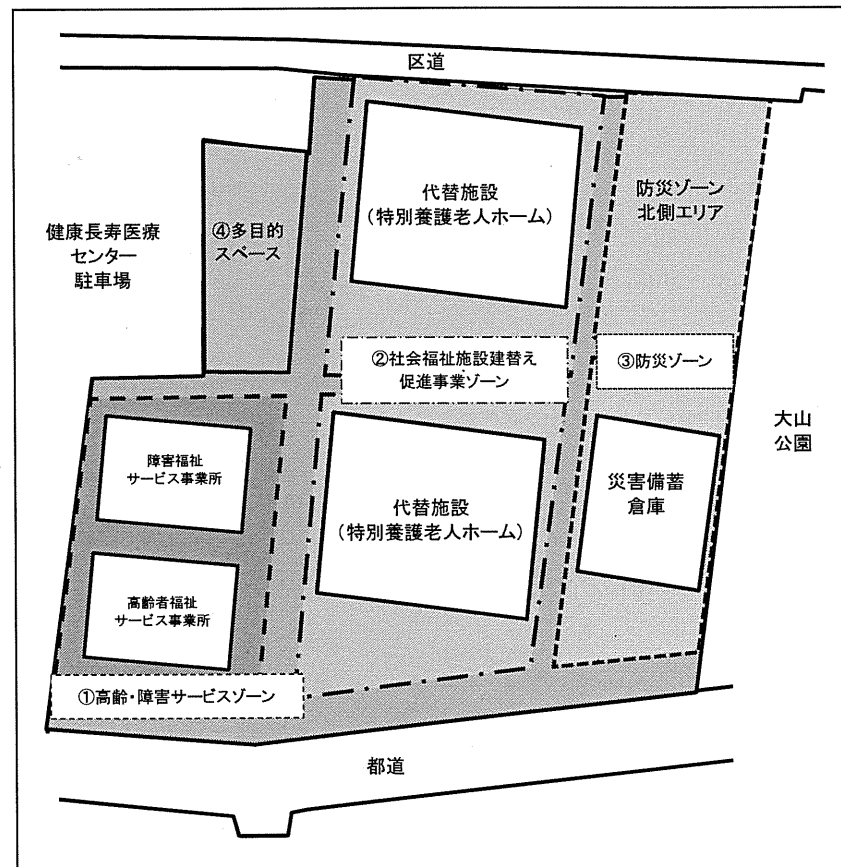
整備内容・スケジュール

・旧施設解体後の跡地は「板橋キャンパス再編整備基本計画」で示されたゾーニングの基本的な考え方にに基づき、地域の福祉ニーズ等を踏まえ活用策を検討した結果、以下のゾーンに区分して整備

ゾーン	整備内容
①高齢・障害サービスゾーン	「都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業」により借受事業者を公募し、高齢者及び障害者向けの福祉サービス事業所を整備
②社会福祉施設建替え促進事業ゾーン	区部の老朽化した特別養護老人ホームの建替を促進するため、建替え期間中に事業者が交代で利用する代替施設を2棟整備
③防災ゾーン	・都の災害備蓄倉庫を整備 ・防災訓練や避難場所等として使用できる用地を確保し、隣接する大山公園と一体的に活用
④多目的スペース	地域交流イベント等に活用できる共用スペースを整備

【整備スケジュール】

	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
高齢・障害サービスゾーン	公募		工事	開設			
社会福祉施設建替え促進事業ゾーン				第一期公募			開設
防災ゾーン		基本設計・実施設計			工事		



都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱（高齢） について

1 対象施設

- ① 認知症高齢者グループホーム
- ② 特別養護老人ホーム
- ③ 介護老人保健施設
- ④ 軽費老人ホーム
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑥ 複合型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）
- ⑦ 介護医療院

2 併設できる施設（要綱別表 1 所定の施設）

- ① 老人デイサービスセンター
- ② 老人短期入所施設
- ③ 養護老人ホーム
- ④ 特別養護老人ホーム
- ⑤ 軽費老人ホーム
- ⑥ 老人福祉センター
- ⑦ 老人介護支援センター
- ⑧ 有料老人ホーム
- ⑨ 介護老人保健施設
- ⑩ 介護医療院
- ⑪ 居宅サービス事業を行う事業所
- ⑫ 地域密着型サービス事業を行う事業所
- ⑬ 居宅介護支援事業を行う事業所
- ⑭ 介護予防サービス事業を行う事業所
- ⑮ 地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所
- ⑯ 介護予防支援事業を行う事業所
- ⑰ 地域包括支援センター
- ⑱ 地域支援事業（第 1 号事業）を行う事業所
- ⑲ 事業所内保育事業を行う施設

3 貸付の対象となる民間事業者（認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所について）

- ① 社会福祉法人
- ② 医療法人
- ③ 特定非営利活動法人
- ④ 一般社団法人及び一般財団法人
- ⑤ 農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合及び消費者生活協同組合連合会
- ⑥ 会社
- ⑦ 企業組合

4 貸付条件

- ① 施設を整備運営するために使用すること
- ② 施設の整備及び維持管理に係る費用を借受者が負担すること
- ③ 第三者に転貸しないこと

(以下、併設施設を整備する場合)

- ④ 借受者が併設施設の整備及び運営を行うこと
- ⑤ 所在する区市町村の長からの要請があること
- ⑥ 併設施設が対象施設の延床面積を超えない規模のものであること

5 借受者の決定

- ① 関係区市町村長と協議の上、借受者を公募する。
- ② 公募に関する事務を関係区市町村長に委任することができる。
- ③ 応募者についての意見聴取を関係区市町村長に依頼し、区市町村長は書面により意見を通知する。
- ④ 所有地等利用事業者選定審査会の審査を経て決定する。

6 貸付方法

- ① 借地借家法に基づく50年の定期借地権設定契約を締結する。
- ② 貸付料は通常に算定された額から50%の減額を行う。